

奈良県告示第三百四十八号

平成二十三年九月奈良県告示第二百七十七号（県税に係る申告、納付等に関する期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる市町村の区域（五條市にあつては同市大塔町の区域を、吉野郡野迫川村にあつては同村大字北股の区域を除く。）に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年九月二日から同年十一月二十九日までの間に到来するものについては、同月三十日とする。

平成二十三年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

五條市

宇陀郡御杖村

吉野郡吉野町

吉野郡下市町

吉野郡黒滝村

吉野郡天川村

吉野郡野迫川村

吉野郡下北山村

吉野郡上北山村

吉野郡川上村

吉野郡東吉野村